

補 装 具 費 支 給 申 請 に つ い て

1 補装具費とは

身体障害者手帳に記載された障害（部位）について、損なわれた身体機能を代替・補完し、かつ長期間にわたり継続して使用するための補装具を、契約事業所にて購入・修理・借受けする際の費用が原則として自己負担1割になる制度です。（収入等に応じて一定の負担上限があります。また、18才未満の障害児については、鹿児島市独自の軽減措置を行っておりますので、自己負担は半額になります。（※））

なお、申請については、購入・修理・借受けをする前に行う必要がありますのでご注意ください。

※裏面の利用者負担一覧表を参照してください。

なお、対象者本人又は配偶者が市町村民税所得割額46万円以上の方は、原則として補装具費の支給対象となりません。（18歳未満の障害児を除く）

また、市町村民税非課税世帯および生活保護世帯の方については自己負担はありません。

2 補装具の種類と障害部位について（抜粋）

障害部位等	補装具の主な種目
肢 体 不 自 由	義肢 装具 車いす 電動車いす 歩行器 歩行補助杖（一本杖除く） 座位保持装置
視 覚 障 害	視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡
聴 覚 障 害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
音声・言語機能、両上下肢障害	重度障害者用意思伝達装置
難 病 患 者 等	原則身体障害者に準ずる

*障害の程度・内容等に応じて、対象となる方の条件が細かく規程されております。詳しくはお尋ねください。
なお、介護保険の適用者が、補装具と共通する福祉用具（車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ）を希望される場合は、介護保険のサービスが優先されます。

3 申請手続き

申請に必要なものは、次のとおりです。（①～④は全員、⑤～⑨は該当する方のみ提出 詳しくはお尋ねください。）

- ① 補装具費支給申請書〔※調査書等を含む。記載内容に不備がある場合は再提出の必要有。〕
- ② 契約事業所の発行した見積書
- ③ 印かん
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ マイナンバー関係確認書類
- ⑥ 身障法第15条指定医師の作成した意見書〔県更生相談所で来所判定の場合は不要。また、補装具の種類等によっては意見書・来所判定ともに不要な場合も有。〕
- ⑦ 特例補装具交付理由書、カタログ等〔基準外補装具を申請する場合〕
- ⑧ 電動車いす判定調査書、判定確認調書〔電動車いすを申請する場合〕
- ⑨ 当年度（4～6月の時は前年度）の市町村民税の課税状況がわかる証明または通知書（非課税証明、課税額証明、納税通知書、特別徴収税額通知書等）〔鹿児島市で市民税の確認ができない場合〕
- ⑩ その他必要と認める書類

【お問い合わせ】

障 害 福 祉 課 (Tel直通 099-216-1273 Fax099-216-1274)	〒892-8677 山下町 11 番 1 号
谷 山 福 祉 課 (Tel直通 099-269-8472 Fax099-267-6555)	〒891-0194 谷山中央4丁目 4927 番地
伊 敷 支 所・福 祉 課 (Tel代表 099-229-2113 Fax099-229-6894)	〒890-0008 伊敷 5 丁目 15 番 1 号
吉 野 支 所・福 祉 課 (Tel直通 099-244-7379 Fax099-243-0816)	〒892-0871 吉野町 3256 番地 3
吉 田 支 所・保 健 福 祉 課 (Tel直通 099-294-1214 Fax099-294-3352)	〒891-1392 本城町 1696 番地
桜 島 支 所・保 健 福 祉 課 (Tel直通 099-293-2360 Fax099-293-3744)	〒891-1415 桜島藤野町 1439 番地
喜 入 支 所・保 健 福 祉 課 (Tel直通 099-345-3755 Fax099-45-2600)	〒891-0203 喜入町 7000 番地
松 元 支 所・保 健 福 祉 課 (Tel直通 099-278-5417 Fax099-278-4189)	〒899-2792 上谷口町 2883 番地
郡 山 支 所・保 健 福 祉 課 (Tel直通 099-298-2114 Fax099-298-2916)	〒891-1192 郡山町 141 番地

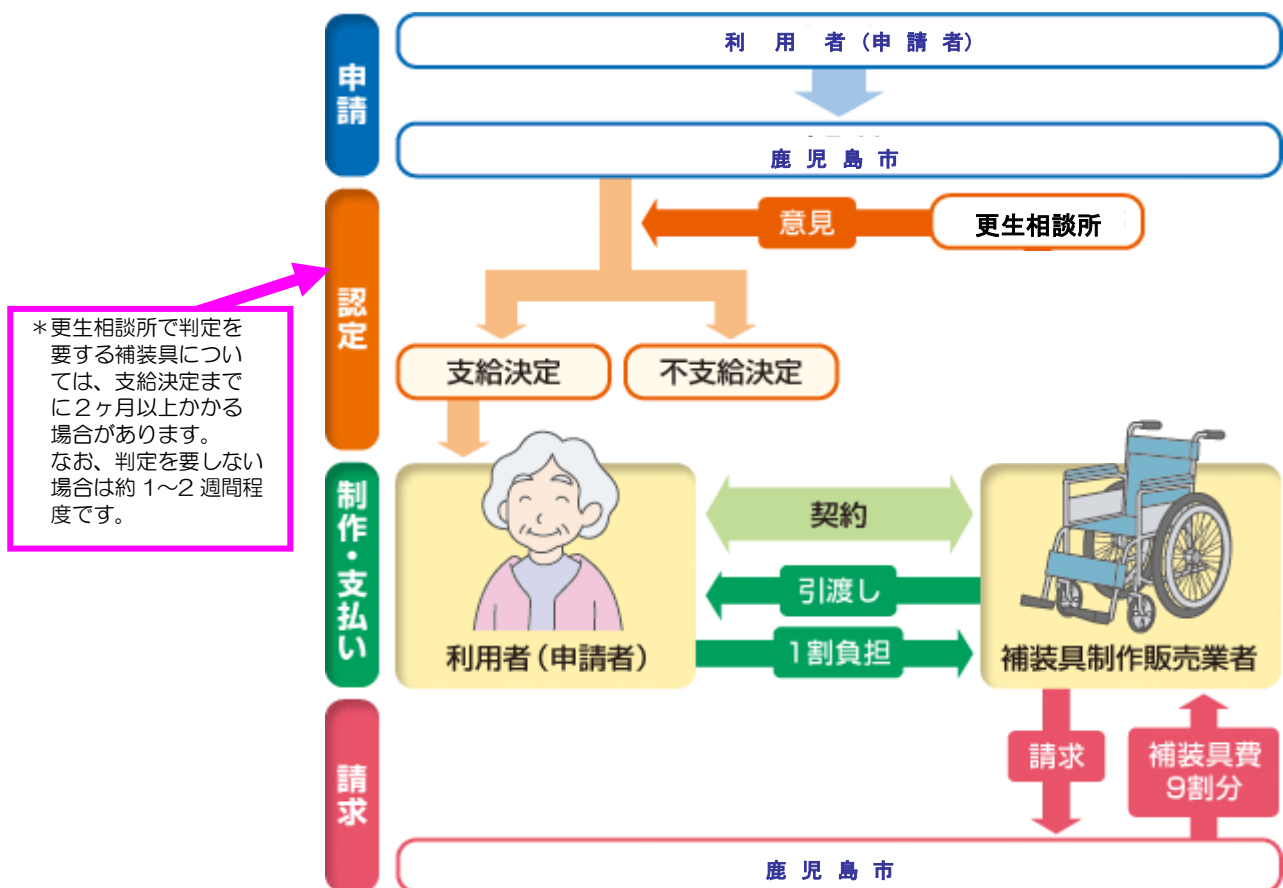
4 利用者負担

利用者負担は原則として1割負担（18才未満の障害児は0.5割負担）です。ただし、世帯の収入等に応じて負担上限月額が設定されています。

区 分		負担上限月額	
		（18才以上の場合※）	（18才未満の場合）
課税世帯 市町村民税	世帯に市町村民税所得割 46万円以上の方がいる場合	補装具対象外	18,600円
	世帯に市町村民税所得割 46万円以上の方がいない場合	37,200円	
非課税世帯 市町村民税	世帯全員が市町村民税 非課税の場合	負担なし	
生活保護世帯		負担なし	

※世帯について⇒18歳以上の障害者については、本人と配偶者のみの収入で判断します。（H20.7～）

5 補装具費支給の流れ（一般的な例）



6 その他

補装具は保険診療の対象となる治療用装具とは異なりますので、重度心身障害者等医療費助成の対象となりません。（治療用装具費の申請は加入されている健康保険・市役所国民健康保険課もしくは後期高齢者医療係になります。）